お知らせ

令和7年4月1日から

入院時の食事負担額が 変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月1日より 患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。 ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。



入院時食事療養の標準負担額(患者様負担額)			
所得 69歳までの患者様	区分 70歳以上の患者様	令和7年3月まで	令和7年4月から
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ	一食490円 (1日3食1,470円)	一食 <mark>510</mark> 円 (1日3食1,530円)
区分ウ	現役並みⅠ		
区分工	一般		
区分才	低所得Ⅱ	一食230円 (1日3食690円)	一食 <mark>240</mark> 円 (1日3食720円)
区分才	低所得Ⅱ	一食180円	一食190 円
長期該当	長期該当	(1日3食540円)	(1日3食570円)
	低所得 I	一食110円 (1日3食330円)	変更なし